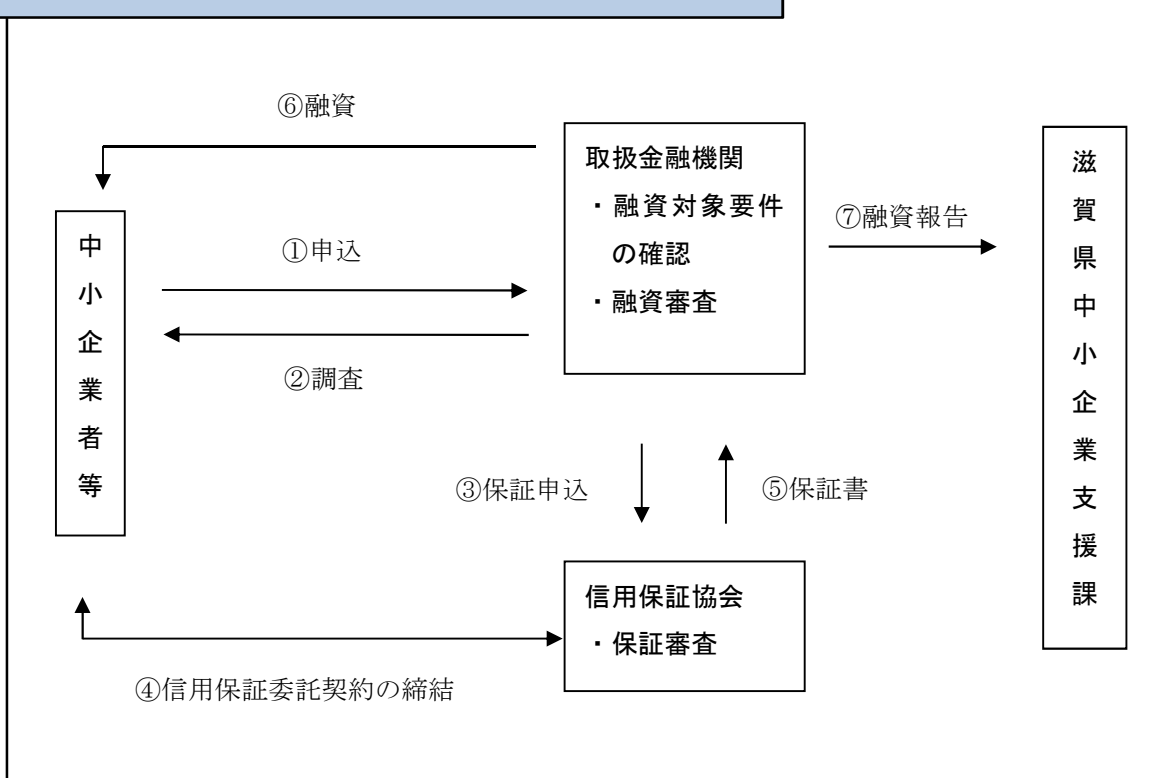


滋賀県中小企業振興資金融資制度
短期事業資金（コロナ枠）

～補助金等が交付されるまでの間必要となる資金の
 調達にも御利用いただけます～

	コロナ枠
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 商品の仕入れ、代金決済、従業員の給与等に要する運転資金 国や県が交付する補助金等（※新型コロナウイルス感染症関連のものに限る）が交付されるまでのつなぎ資金
融資対象者	<p>中小企業者（※原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である者に限る。）、事業協同組合、企業組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合であつて新型コロナウイルス感染症の影響を直接または間接に受けているもの</p> <p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主の場合は、課税所得から所得税および住民税を控除した金額を基準とする。 法人で繰越損失がある場合は、直近2期平均の経常利益の額が1,000万円超でも可。 開業後2年未満である（決算を2期迎えていない）場合は、経常利益（所得）の額に関係なく申込み可。
融資限度額 （※1）（※2）	1,000万円
融資利率 （※3）	金融機関所定（年2.2%以内）
信用保証	必ず保証付き 保証料率 年0%
融資期間	1年以内
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる
借入申込先	取扱金融機関
取扱期間	令和3年9月1日以降に取扱金融機関にて申込を受け付けたもので、かつ令和4年3月31日までに融資実行されたものとする。
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会

【申込み等の基本的な流れ】（イメージ）



※1 1事業者あたり1,000万円。短期事業資金(通常枠)、同資金(手形・電子記録債権割引枠)の融資残高は含めません。当該2資金を既に借入れている場合でも、コロナ枠は別枠で御利用いただけます。

※2 同一年度内の複数回の利用が可能です(ただし、同一年度内での融資実行総額の上限を1,000万円とします)。

※3 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。

(特記事項)

・上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、御希望に添えない場合があります。

・なお、県制度融資における短期資金は、「コロナ枠」のほか、「通常枠」および「手形・電子記録債権割引枠」もあります。

事前相談と借入申込先

上記の取扱金融機関

制度全般の相談

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係